

令和 8 年度市役所本庁舎窓ガラス清掃業務 仕様書

1 業務名

令和 8 年度市役所本庁舎窓ガラス清掃業務

2 履行場所

市役所本庁舎

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 1 1 月 3 0 日まで

4 業務対象施設の名称

市役所本庁舎本館及び北館

5 業務概要

市役所本庁舎本館及び北館に設置してある窓ガラスの清掃業務

6 業務目的

洗浄、保護剤の塗布等の定期的な作業を行うことにより汚れの除去及び建築物部材の保護を行い、建築物の美観の維持及び劣化の抑制を図ることで快適な執務環境を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資する。

7 業務仕様

- (1) 本仕様書に定めがない事項は、添付の東広島市清掃業務共通標準事項（以下「標準事項」という。）による。
- (2) 本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、発注者と協議するものとする。
- (3) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者において行うものとする。

8 業務詳細

(1) 作業範囲

別紙「作業範囲図」のとおり。

(2) 作業面積

明細	作業内容	数量	単位	備考
本館	外側片面洗浄	4,030	m ²	※本館南面のライトシェルフ上部窓は除く。
北館		264	m ²	

(3) 作業方法

- ①ガラス面にガラス専用の中性洗剤を塗布し、汚れを除去して完全に拭き取り、水滴の拭き残し・液だれがないように確認すること（ガラス面の隅の汚水はタオルで拭き取る。）。
- ②ガラス面をガラススクイージー等で傷をつけないように操作するとともに、微粉塵によっても傷が付くおそれがあるので、水又は洗浄液を十分に塗布してからガラススクイージー等を使用すること。

③ガラスまわりのサッシをタオルで清拭すること。

9 作業場の注意等

- (1) 高所作業に際しては、十分に総合的な安全対策を講じ、安全確保を図ること。(作業場所周辺や作業員等の安全)
- (2) 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)を遵守すること。
- (3) 地上バリケードにて作業スペースを確保し、地上監視員を配置すること。
- (4) ロープ高所作業を行うときは、責任者は現状調査により適応した作業計画を定め、高所作業における危険の防止処置を講じること。
- (5) 受注者の責に帰すべき原因により作業員が起こした災害・事故については受注者が責任を負うこと。
- (6) 本館から出ている庇に乗って作業することは可能だが、本館南面のライトシェルフの上に乗って作業することはできない。

10 現地確認等

対象施設の現地確認は、事前に申し出た上で、令和8年7月21日までに発注者が認めた時間帯において見学を認めることとする。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。

(質問書提出期限：令和8年7月22日)

11 提出書類

次の書類を作業着手前・作業終了後に遅滞なく発注者へ提出すること。なお、様式については任意とする。

- (1) 作業着手前
 - ・作業計画書
 - ・業務実施責任者及び従事者名簿
- (2) 作業終了後
 - ・業務報告書(作業記録簿及び日誌等)
 - ・作業前・作業中・作業後の記録写真

12 その他

- (1) 本業務の作業に当たっては、関係法令を遵守し適正に実施すること。
- (2) 作業員の安全に十分配慮すること。
- (3) 本業務の実施に際し、受注者は履行場所の施設の運営に影響が出ないように配慮すること。
- (4) 受注者は、業務実施前に発注者と作業日程及び作業内容について打ち合わせを行い、作業計画書を作成し提出すること。なお、作業日は閉庁日(土・日・祝日)とする。
- (5) 業務の実施に当たっては、施設利用者等に対して礼儀正しく応対し、不快感を与えるような言動その他の施設利用者等の迷惑とならないよう注意すること。
- (6) 業務の実施に当たっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに発注者に報告し、その指示に従い修復する。また、これに係る費用は全て受注者の負担とする。
- (7) 本業務において必要となる電気、水道用水は履行場所の設備に接続して使用でき

るものとし、受注者に費用の負担を求めないものとする。

(8) 業務の各実施段階において、作業前・作業中・作業後の写真撮影を行い、作業記録として業務完了後に提出すること。

(9) 受注者は、本業務で知り得た事項及び関連資料を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(10) 駐車場については、他の施設利用者に支障がない範囲で利用できるものとする。

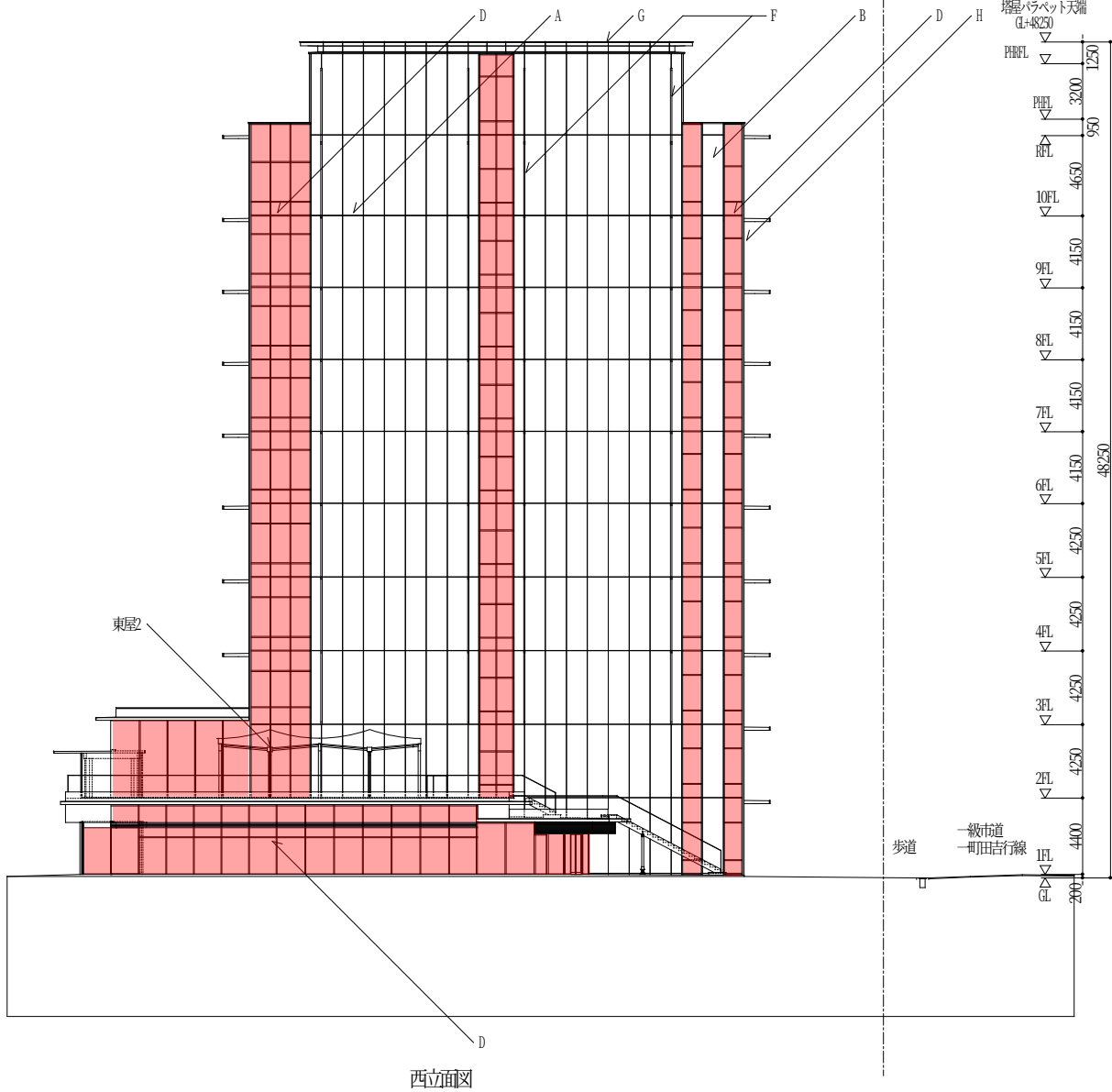
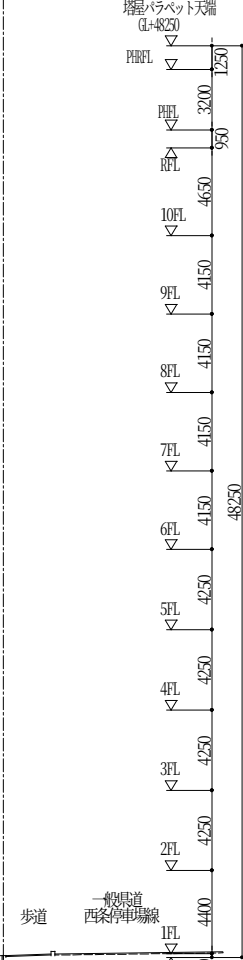
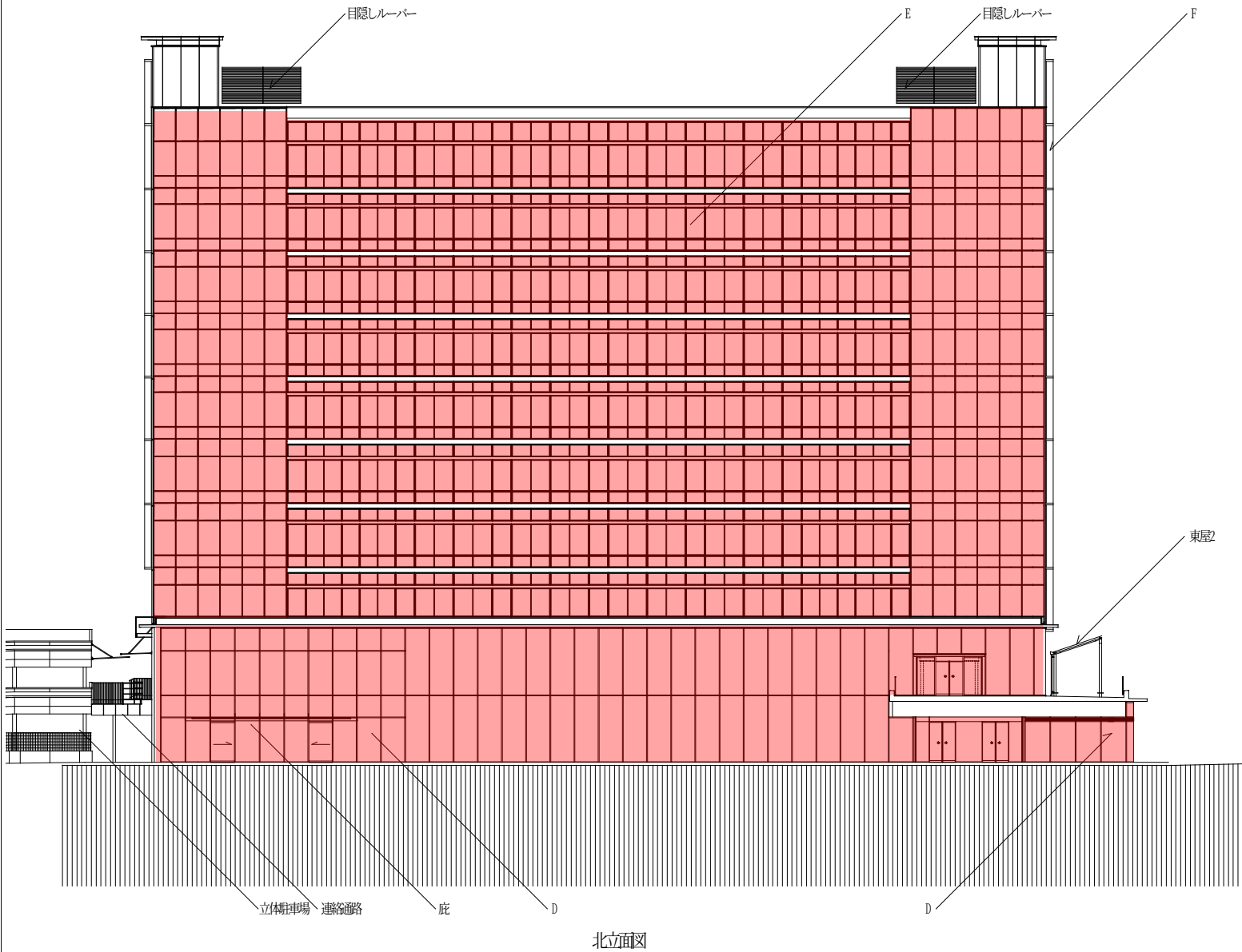
13 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市財務部 管財課 庁舎管理係

電 話 (082) 420-0908

F A X (082) 422-6850

(別紙) 作業範囲図
【本館】



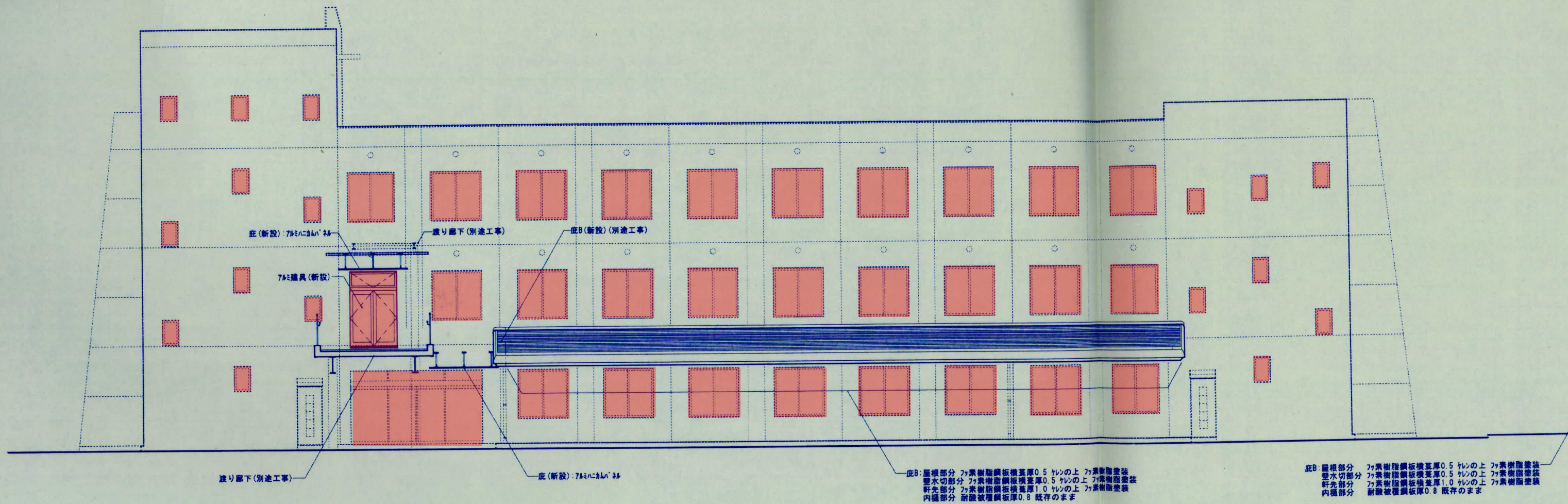
凡例			
A	ECP-A+タイル	裏面	断熱材
B	ECP-C		
C	ECP-D	裏面	断熱材
D	ACW		
E	AW		
F	ECP-L		
G	ALパネル		
H	AL庇		
I	吹付		

竣工年月日	2011. 1. 5	設計	0-2010-052	一級建築士 第99018号 百合野 耕治	庁舎建設事業 東広島市庁舎新築工事 (建築)	意匠
監理者印		大建・村田相互 東広島市庁舎設計共同体	CHECK		立面図 (2)	35
施工者印					SCALE A1 1:200 A3 1:400	

【北館】

底 撤去(別途工事)

既存 南面 立面図 1:200



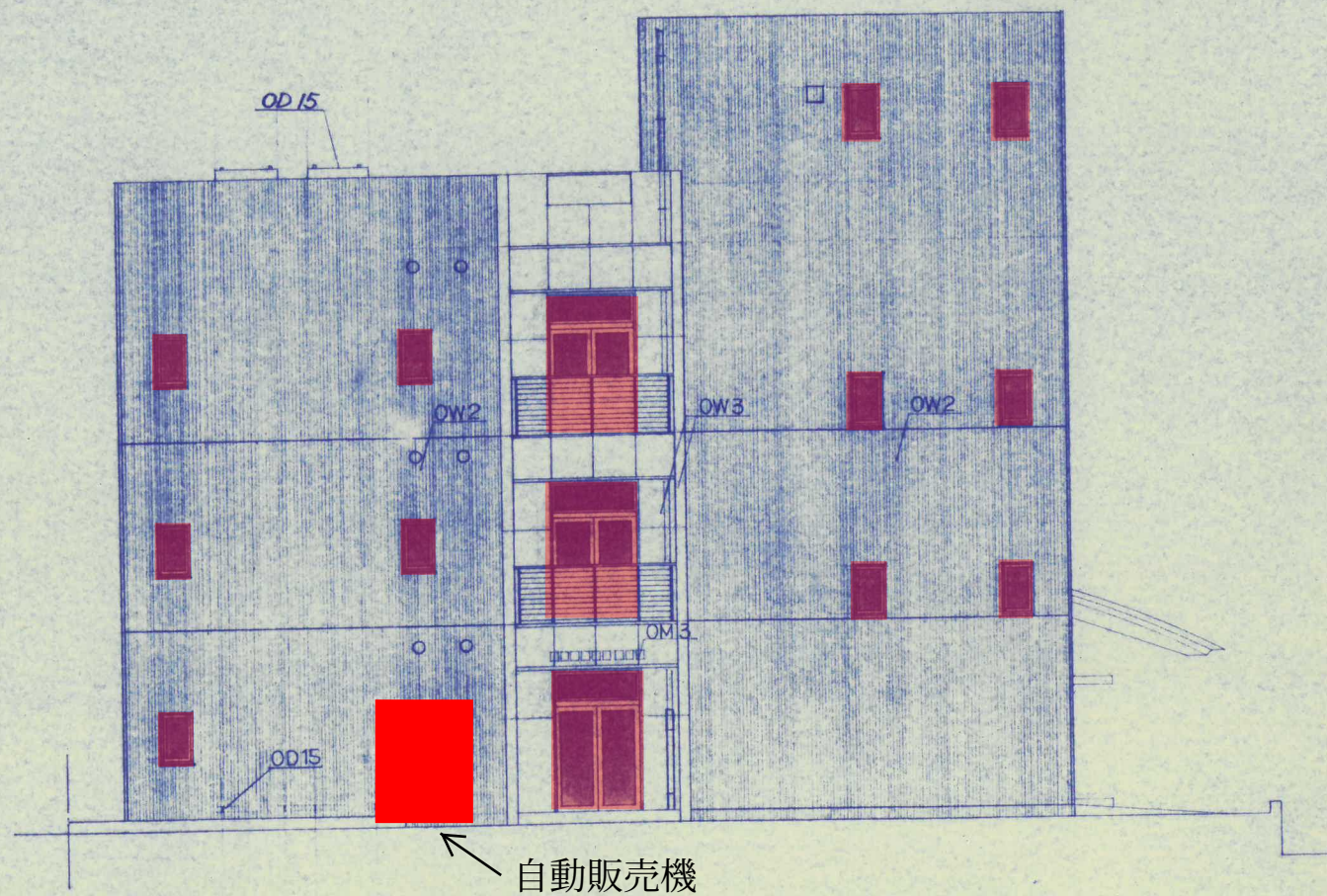
改修 南面 立面図 1:200



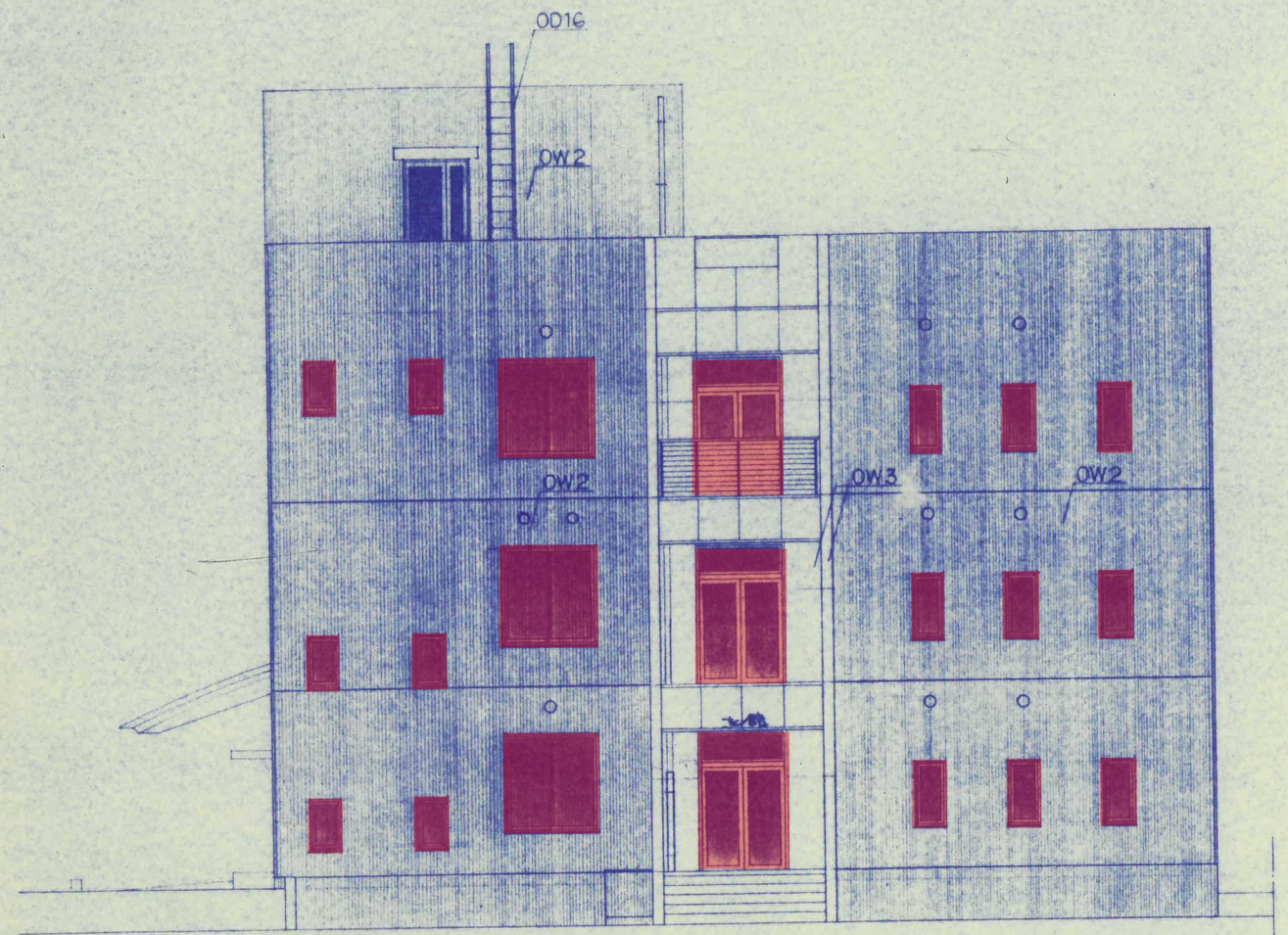
大建・村田相互 東広島市庁舎設計共同体

2011 3 22

0-201



西面立面図 SCALE 1:100



東面立面図 SCALE 1:100

凡例	室番号	C	天井	P.S.	パイプスペース	鉄筋コンクリート
	Zレベルよりの高さ	WCJ	廻り縁	D.S.	ダクトスペース	ALC版・PC版・軽量コンクリート
D	詳細番号	W	壁	M.B.	メートルボックス	コンクリートブロック
M	コンポーネント番号	WFJ	巾木	E.V.	エレベータ・シャフト	木
		F	床			軽量鉄骨間仕切 (L・G・S)

年	月	日	基本設計
年	月	日	実施設計
年	月	日	変更設計(1)
年	月	日	変更設計(2)
年	月	日	竣工図書



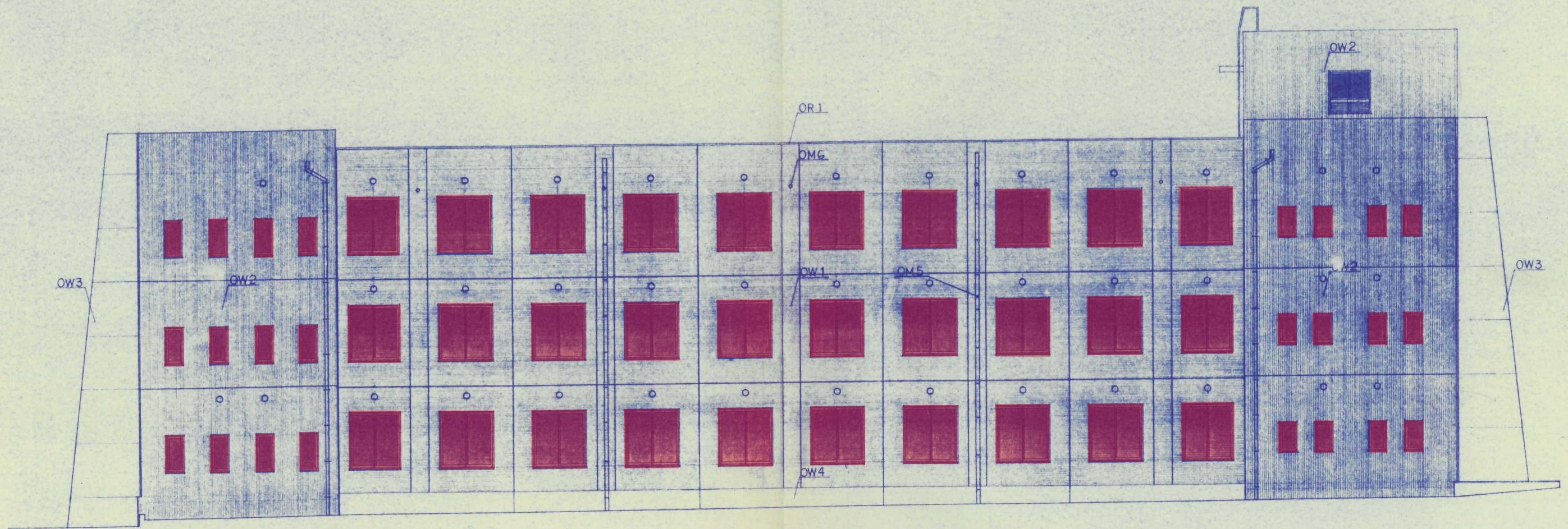
1級建築士事務所
広島県知事登録第94(1)1545号
有限大江建築設計室
1級建築士77051 大江弘康
広島県市西条町西条東1051
☎(0824) 23-4757

TITLE	平成7年度 (仮称) 東広島市庁舎増築工事		
CHIEF	SCALE	NAME	(建築主体)
DRAW	1:100	立面図 2	
越本大二郎			

意匠

19

19



北面 立面図 SCALE 1:100